

消費者トラブル注意報

Vol.4



よく考えて！太陽光発電システムの訪問販売契約

「クリーンエネルギー」として注目を集める太陽光発電システム。節電、値引きをうたった訪問販売員が自宅を訪れ、さまざまなるトラブルの原因となっています。

《事例》

○太陽光発電システムの訪問販売を受けた。「余った電気を電力会社に買い取ってもらえるので、売電収入で工事費や月々の電気代が賄える」と言われ契約したが、期待通りの発電量が得られない。

○太陽光発電システムの訪問販売で長時間勧誘され、「高額なので少し考えたい」と言うのと、「今日契約すれば値引きする」と急かさされ契約してしまった。すぐに設置工事が始まったが、業者の対応も悪く、高額なのでやはり解約したい。

《アドバイス》

○発電量や売電量など、業者の説明をうのみにせず、複数の業者から見積もりを取り、納得できる業者と契約しましょう。

○契約前には、次のことを確認しましょう。

①パネルの種類、保証性能、



耐用年数、価格

- ②製品の保証期間、保証内容、受けられるメンテナンス
- ③工事の方法、工事価格、工事に必要な期間
- ④メーカーの施工IDを取得しているか
- ⑤施工工事の保証内容とメンテナンス
- ⑥保険に入っているか

○訪問販売で契約した場合にはクーリング・オフができます。トラブルにあったら消費生活センターに相談しましょう。

◆相談・問い合わせ先

匠瑳市消費生活センター(相談専用電話) ☎74・7007

日時：原則月・火・木・金曜日 9時～12時、13時～16時

場所：市役所3階産業振興課